く対策のポイント>

加工食品の輸出にあたっては、輸出先国の規制に対応した色素、香料、甘味料等の食品添加物、容器等を使用する必要があります。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和4年5月)においても、輸出を拡大する上で食品添加物の代替利用の促進を支援するとされました。本事業では、着色料以外の輸出先国の規制に適応した食品添加物の代替利用を促す早見表の作成や包材等の開発(国際標準化)を支援することで、食品添加物の代替利用を促し加工食品の輸出を促進します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

く事業の内容>

く事業イメージ>

1. 早見表作成等

主要な輸出先10ヶ国・地域について、用途、使用基準、規格の早見表の作成及び規制根拠の関連法規等を調査・整理する。

2. 研修会・勉強会の開催

食品添加物等の勉強会や研修会の開催等により知見を共有する。

3. 食品添加物・包材等の開発等

代替添加物・包材の開発及び必要な機器等、また、代替添加物・包材を使用した 新商品の開発を支援する。

<事業の流れ>

国

1, 2, 3定額

民間団体等

(民間事業者、一般社 団法人等含む)



食品製造事業者等

国別・添加物種別の代替添加物 「早見表」を作成



2. 研修会・勉強会の開催



研修会による知見の共有

3. 代替品の開発、新商品の開発等

[お問い合わせ先] 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(03-6744-2068)